

Cooちゃん生命保障 約款

(有) Coo&RIKU独自の生命保障制度(以下、本保障とする)について次の通りに記す。

●第1条(対象物)

本保障は・裏面記載のペット(以下、当該ペットとする)のみを対象とする。

●第2条(保障事項)

本保障は、万一怪我や病気により当該ペットが死亡した場合に適応し、その場合、代替ペットおよび上限5万円のCoo&RIKU クーポン(以下、「本件クーポン」という)を提供する。本件クーポンは、ワクチン代や生命保障代金の支払いの他、Coo&RIKUにおいて販売する全ての商品の支払いに利用することができる。

但し、本件クーポンは、代替ペットの引き渡し時のみ利用することができ、代替ペットの引き渡し後は利用することができない。

なお、本件クーポンはワクチン代金や生命保障代金等を補うためのものであり、余剰が生じても現金、振込、小切手等での返金はしないものとする。

●第3条(保障適用内)

本保障の適用可能な死亡原因を以下に記す。

怪我による死亡の規定

1…交通機関(空輸・陸送)を利用しての直接の引渡しに際し、予想不可能な交通機関の事故によるもの、その移動による体調不良が原因によるもの。

2…契約者と当該ペットとの一般日常生活に際し、散歩中の交通事故および、高位値からの落下、当該ペットへの加圧が原因によるもの。(故意によるものを除く)

3…当該ペット自身の過失によるもの。(誤飲が原因による窒息死、感電死、溺死等)
4…予想不可能な落下物が原因によるもの。

病気による死亡の規定

1…獣医師により、先天性疾患およびその他疾患による死亡と診断されたもの。

2 … 獣医師により、原因不明の死亡と診断されたもの。（中毒死、突然死等）

●第4条（保障適用外）

次の事項に該当する場合の当該ペットの死亡は、本保障の適用外とする。

1 … 契約者および同居の親族等による故意、重大な過失、自殺行為、犯行為、闘争行為によるもの。

2 … 契約者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒酔い、大麻、アヘン、覚醒剤、シンナー等の影響により、正常な運転が出来ない恐れがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している場合に生じた事故によるもの。

3 … 2) の事由に随伴して生じた事故、またはこれに伴う秩序の混乱により生じた事故によるもの。

4 … 契約者の脳疾患、その他疾患および心神喪失により伴い生じた事故によるもの。

5 … 契約者に対する刑の執行によるもの。

6 … 契約者および同居の親族等が当該ペットの基本的な管理を怠ったことが原因で生じたもの。

7 … 獣医師の医療過誤により生じた傷病、および動物病院、獣医師の不正行為によるもの。

8 … 当該ペットの正常な妊娠・出産・早産・流産および人工流産、安楽死、去勢・避妊、爪切り、乳歯および歯牙に関する処置、歯石除去、断尾・断耳、美容整形手術、疾病予防のための薬・注射費用など健康体に施す外科的手術その他の医療・検査処置、これにより生じた傷病による死亡。

9 … 次項の病気およびこれらに起因する病気によるもの。（但し、発病日がその予防措置の有効期限内である場合は、本保障の適用内とする）犬パルボウイルス感染症、犬ジスティパー、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、アデノウイルス2型感染症、狂犬病、コロナウイルス感染症、レプトスピラ感染症黄疸型、レプトスピラ感染症力カニコーラ型、フィラリア症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻氣管炎、猫白血病ウイルス。

10 … 狂犬病によるもの。

1 1 … 地震、噴火等の天災により随伴して生じた事故によるもの。

1 2 … 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武力反乱その他これらに類似の事変または暴動によるもの。尚、ここで定義する暴動とは、群衆または多数の者の集団行為より、全国または一部の地域において著しく平穏が犯され、治安維持の上で重大な事態と認められる状態を言う。

1 3 … 核燃料物質およびそれにより汚染された物による放射性・爆発性、その他の有害な特性が原因となる事故によるもの。

1 4 … 1 3) 以外の放射能照射、または照射能汚染によるもの。

● 第 5 条 (保障期間および負担金)

本保障の適用期間は、当該ペットの引渡し日当日より始まり、契約者は 1 ヶ月・3 ヶ月・6 ヶ月・12 ヶ月・24 ヶ月から選択できるものとする。また、契約者は選択した保障期間に応じて負担金を支払うものとする。

● 第 6 条 (契約者の提出義務)

本保障は、契約者より売買契約書、本保障契約書、および死亡診断書の提出がなされた時点で適用可能とする。但し、死亡診断書に獣医師の署名、日付、死亡原因、当該ペットと判断できる事項の記載がない場合は無効とする。

● 第 7 条 (契約者の通知義務)

本保障に加入する契約者は、当該ペット死亡時に直ちに当社へ申し出る義務を有する。当該ペット死亡の報告は、死亡診断日より 3 日以内とし、4 日以上経過した場合の申し出は無効とする。また、本保障適用内容の決定に関する報告は、当該ペット死亡診断日より 30 日以内とする。但し、例外として期間内に代替ペットが決定し、期間内に当社へその連絡をした上で、最大 30 日間の延長する権利を有する。